

第 6 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年6月17日（金）午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 1 小澤 哲男 ・ 2 川邊 千秋 ・ 3 下井 弘 ・ 4 田村 明
5 若林 卓哉 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 竹尾 泰 ・ 10 田中 茂人
11 清水 喜代己 ・ 12 平松 崇己 ・ 13 横山 光次 ・ 19 太田 義政
21 坂野 大徹 ・ 23 水谷 隆

以上14名

欠席委員

出席部会員外委員

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・江副主査

総合支所 河芸：竹内主事 芸濃：倉田担当主幹 美里：谷川担当主幹
安濃：横井担当副主幹

議事録署名者 9 竹尾 泰 ・ 10 田中 茂人

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）
報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

- 議長 それでは、早速でございますけれども、第6回の第1農地部会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。
- いつものとおり、発言される場合は、マスクをつけたままご発言をいただきますようお願いいたします。
- 本日の欠席はございません。出席委員は14名でございます。
- それでは、本日の議事録署者を私のほうから指名させていただきます。
- 9番 竹尾 泰委員、10番 田中 茂人委員、よろしくお願いいたします。
- まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第5号に入ります。
- 事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案書の1ページをお願いします。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
- 番号1から4で、件数は4件、面積は5,549.00㎡で、すべて田でございます。
- これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。
- 2ページから6ページをお願いいたします。
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
- 番号1から7で、合計件数は7件、合計面積は39,804.61㎡で、その内訳は田が31,444.00㎡、畑が8,360.61㎡でございます。
- これらにつきましては、相続の届出でございます。
- なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 7ページをお願いいたします。
- 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
- 番号1、番号2、一般個人住宅用地
- 以上、件数は2件、合計面積は383㎡で、すべて畑でございます。
- 8ページから10ページをお願いいたします。
- 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
- 番号1、一般個人住宅用地
- 番号2、宅地分譲用地
- 番号3、一般個人住宅用地
- 番号4、長屋住宅用地
- 番号5、一般個人住宅用地
- 番号6、番号7、建売（分譲）住宅用地

番号 8、貸駐車場用地

番号 9、一般個人住宅用地

番号 10、事務所用地

番号 11、番号 12、一般個人住宅用地

番号 13、進入用道路用地

番号 14、一般個人住宅用地

以上、件数は 14 件、面積は 8, 667.00 m²で、その内訳は田が 4, 951.00 m²、畑で 3, 716.00 m²でございます。

11 ページをお願いいたします。

報告第 6 号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号 1、____、主たる耕作物は米。

耕作面積は、畑で 1, 446 ha。

以上、件数は 1 件でございます。

この案件につきましても、農地所有適格法人の要件である法人の形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

まず、議案案件を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の修正をお願いいたします。

16 ページの議案第 3 号、番号 6 をご覧ください。

この案件につきましては、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。

また、この削除に伴い、下の合計欄ですけれども、合計 13 筆となっておりますところを 11 筆、13 筆を 11 筆ですね。それと、計の 10, 396 m²を 9, 108 m²、10, 396 m²を 9, 108 m²、そして畑のところですけども、4, 064 m²となっておりますところを 2, 776 m²にご修正をお願いいたします。畑の 4, 064 m²を 2, 776 m²にご修正をお願いいたします。

それでは、議案書の説明をさせていただきます。

12 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号 1、地区 雲出、申請地 雲出長常町十五所南____、登記地目・現況地目とも田、面積 866 m²、受人 _____ 外 1 名、面積 3, 763 m²、渡人 _____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は遠方により耕作できないためです。

この案件につきましては、受人が下限面積の要件を満たしておりませんが、申請地は水路と他者名義の農地に囲まれた囲繞地であり、隣接地で農業をする受人が耕作のために一体利用するものであることから、受人に下限面積要件の例外を適用できるものとなります。

番号2、地区 高野尾、申請地 高野尾町藤足____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 130 m²、受人 ____、面積 14, 678 m²、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足で農業の継続が困難なためです。

番号3、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 807 m²、受人 ____、面積 14, 678 m²、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足で農業の継続が困難なためです。

番号4、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本西富家____、登記地目・現況地目とも田、面積 3, 137 m² 外1筆、合計面積 4, 006 m²、受人 ____、面積 8, 097. 40 m²、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本西富家____、登記地目・現況地目とも畑、面積 264 m² 外3筆、合計面積 4, 600 m²、受人 ____、面積 8, 097. 40 m²、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 明、申請地 芸濃町林北浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 203 m² 外1筆、合計面積 293 m²、受人 ____、面積 6, 122 m²、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号7、地区 村主、申請地 安濃町川西岡副____、登記地目・現況地目とも畑、面積 175 m²、受人 ____、面積 5, 783 m²、渡人 ____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 村主、申請地 安濃町川西岡副____、登記地目・現況地目とも畑、面積 337 m²、受人 ____、面積 5, 783 m²、渡人 ____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号9、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2, 084 m²、受人 ____、面積 14, 678 m²、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足で農業の継続が困難なためです。

番号10、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,337㎡、受人 _____、面積 14,678㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は10件、合計面積は15,635㎡、このうち田が7,896㎡、畑が7,739㎡でございます。

これらの案件のうち、番号1を除く番号2から番号10につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、番号1につきましては囲繞地で、下限面積要件につきましては、農地法施行令第2条第3項による例外規定となりますが、下限面積要件以外の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などは、ほかの案件と同様に、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番、下井です。先般、地元推進委員と一緒に現地確認しまして、問題ないということで了解しました。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
番号2と3、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番、若林です。先日、地元推進委員と現場を見させてもらいましたが、問題ないということで許可をお願いします。

議 長 番号4と5、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番、竹尾です。6月6日に現地確認をしました。特に問題がないということで判断をしました。6番もそうです。

議 長 ありがとうございます。
番号6も一緒ですね。

竹尾委員 そうです。

議 長	番号7と8、地区 村主、お願いします。
横山委員	13番、横山です。事務局の方と現地確認させていただきました。問題ないと思われます。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号9と10、地区 草生、お願いします。一緒ですか。
横山委員	同じく一緒です。問題ないと思います。
議 長	分かりました。 ちょっと事務局に尋ねますけれども、____、これ、土地を所有権移転するだけで、上は載ますか。
事 務 局	上はゆくゆく載せる予定です。
議 長	あっ、そういうことですか。それをちょっと先に聞いておきたいなと思いますので。
事 務 局	営農型のタイプです。
議 長	大体太陽光と一緒にきてましたな。
事 務 局	はい。
議 長	後であるということですね。
事 務 局	そうです。
議 長	分かりました。 番号1から番号10について、地元委員さんから異議なしということでございますが、皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。 それでは異議なしと認め、議案第1号について許可をすることに決めます。 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 雲出、申請地 雲出島貫町町中____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 145㎡、申請者 ____。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 雲出、申請地 雲出島貫町町中____、登記地目・現況地目とも畑、面積 226 m²、申請者 ____。
これにつきましては、申請地を庭用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 雲林院、申請地 芸濃町雲林院竹之内____、登記地目田、現況地目 畑、面積 404 m²、申請者 ____。
これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。
農地区分は、農用地区域と判断され、原則転用を許可しない農地と位置づけられますが、用途区分が農業用施設用地に変更されておりますので、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号4、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本東豊久野____、登記地目畑、現況地目 雑種地、面積 524 m²、申請者 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
平成27年に申請地の隣地を太陽光施設用地に転用しておりますが、自身が所有する農地を申請せずに一体で転用してしまったという旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
申請地分のパネルの設置面積は470 m²、パネルの設置率は89.7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本追上____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 99 m²、申請者 ____。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
平成10年頃から隣接地にある建物の駐車場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本東富家____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 287 m² 外2筆、合計面積 1,896 m²、申請者 ____。
これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
平成21年頃から隣接地にある工場の資材置場用地として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は3,294 m²で、その内訳は田が2,445 m²、畑が849 m²でございます。
これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。 番号1と2、地区 雲出、お願いします。
下井委員	3番、下井です。いずれも地元推進委員と一緒に現地確認しまして、問題ないということです。 以上です。
議 長	番号3、地区 雲林院、お願いします。
竹尾委員	9番、竹尾です。6月6日に事務局の方と地元推進委員とで現地確認をしました。特に問題ないという判断をしました。
議 長	ありがとうございます。 番号4から番号6、地区 棕本。
竹尾委員	同じく9番、竹尾です。この3件につきましても、同じように現地確認をしまして、問題ないという判断をしました。
議 長	ありがとうございました。 番号1から番号6について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第2号について許可することに決定をいたします。 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	15ページから16ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 栗真、申請地 栗真町屋町北浜____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 538㎡ 外3筆、合計面積 2,444㎡、受人____、渡人 _____ 外3名。 これにつきましては、申請地を駐車場及び資材置場用地とするものです。 従前から資材置場として活用していた場所の契約が切れてしまい、至急、資材置場用地が必要となったために、先んじて工事をしてしまった旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 大里、申請地 大里窪田町風呂山____、登記地目・現況地目とも田、面積 917㎡ 外1筆、合計面積 2,769㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は1,926.6㎡、パネルの設置率は69.6%になりま

す。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高野尾、申請地 高野尾町井山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,646 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1,080 m²、パネルの設置率は58.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 神戸、申請地 野田千束____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,165 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は413.8 m²、パネルの設置率は35.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 黒田、申請地 河芸町北黒田宗田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 79 m² 外1筆、合計面積 237 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を庭用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 香良洲、申請地 香良洲町大新田____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 847 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

平成22年頃から建設業者に資材置場として貸していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は9,108 m²、このうち田が6,332 m²、畑が2,776 m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 栗真、お願いします。

坂野委員

21番、坂野です。6月6日、会長、副会長と水谷農業委員、それから地元推進委員で現地を確認しました。この譲受人は、実はもう少し南のほうのところで資材置場用地として使っていたのですが、その用地の周辺を荒廃農地の解消のための土地改良事業を計画しておりまして、所有者を通じて移転を要求していたんですけれども、今回、農振区域外に移転をしてもらおうということで、うまく事業が進むようになってみえてきました。

以上です。

議 長	ありがとうございます。 番号 2、地区 大里、続けて番号 3、地区 高野尾、お願いします。
若林委員	5 番、若林です。2 番のほうなんですが、近隣さんとの話がまだできていなくて、それが解消できましたので、地元推進委員と事務局と見ましたが、問題ないということです。 3 番の高野尾のほうも問題ないということでお願いします。
議 長	ありがとうございました。 番号 4、地区 神戸、お願いします。
小澤委員	1 番、小澤です。6 月 6 日に事務局の方、地元推進委員の方と現地確認してきました。現地はまだ耕作をされていまして、耕作が終わり次第、太陽光パネルの設置ということでした。太陽光パネルのところの下草刈りは年 2 回と、それと防草シートを少し張るということで、あとは問題なかったと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 5 番、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8 番、喜多です。これ 6 日に事務局、農地部会長、私と全部見ましたが、別に問題ありませんので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号 7、地区 香良洲、お願いします。
下井委員	3 番、下井です。先般、地元推進委員と現地確認しまして、特に問題ないということです。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号 1 から番号 7 について、地元委員さんから異議がない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 3 号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	17 ページをお願いいたします。 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。 番号 1、地区 黒田、申請地 河芸町三行小林_____、登記地目 畑、現

況地目 雑種地、面積 538㎡ 外3筆、合計面積 3,655㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含め、パネル設置面積は4,204.05㎡、パネル設置率は60.3%になります。平成19年頃から工事会社の資材置場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 明、申請地 芸濃町林墓ノ谷 _____、登記地目・現況地目とも畑、面積 182㎡ 外1筆、合計面積 333㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は3,988㎡、このうち田が2,192㎡、畑が1,796㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。これさっき間違えましたが、6日に部会長、事務局、私と現場を見てもらいましたが、別に何ら問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
番号2、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9番、竹尾です。6月6日に事務局の方と地元推進委員の方と現地確認をしました。特に問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございました。
番号1、番号2について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定いたします。
次に、議案第5号 非農地証明願いについて、事務局の説明をお願いします。

事務局

18ページをお願いいたします。
議案5号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 藤水、願出者 _____ 外1名、申請地 垂水下境 _____
、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積33㎡ 外2筆、合計面積 465㎡、

これにつきましては、申請地を昭和60年頃より貸駐車場用地として利用していたとあり、空中写真撮影記録証明書（平成13年4月23日撮影）からも、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、合計面積は465㎡、このうち田が390㎡、畑が75㎡でございます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 藤水、お願いします。

下井委員

3番、下井です。この物件も地元推進委員と先般現地確認しまして、このとおりというか、問題なしということに判断しました。よろしくをお願いします。

議長

分かりました。
番号1について、地元委員さんから異議がない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは異議なしと認め、議案第5号について証明をすることに決定をいたします。
続きまして、別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に下の合計欄で説明させていただきます。

まず、津地区をご覧ください。
田の賃貸借、使用貸借で65,583㎡、畑の使用貸借で376㎡、契約件数は15件でございます。
河芸地区、安濃地区につきましては、該当がありませんでした。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で1,906㎡、畑の使用貸借で1,019㎡、契約件数は3件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で1,464㎡、畑の使用貸借で1,712㎡、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がありませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて68,953㎡、畑の集積は、使用貸借で3,107㎡、合計契約件数は19件、合計面積は72,060㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区10件、芸濃地区2件で、合計12件、合計面積は58,737㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で63.2%、面積で81.5%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

「人・農地プラン」の作成が要件となっている新規のものにつきましては、該当がありませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件はございませんでした。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。今、ご案内がありましたように、今月分につきましては議事参与の制限に該当する案件がございませんので、このままご審議をいただきたいと思っております。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしということでございますが、よろしいですか。

部会委員 <一同 はい>

議長 それでは、議案第6号について全て適正であると認め、市長に進達することに決定をいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で、第6回第1農地部会を終了いたします。

午前10時38分

上記は、第6回第1農地部会の議事を録したものである。

令和4年6月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____